

処 分 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2項（指定の基準）及び第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準： 自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合は、帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかにこれを是正、回復等することができ、現にその是正、回復等をしようとしているとき等を除き、指定を取り消すものとする。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課企画係（電話 097-536-2131）
備 考：